

【第三号様式】（平20内府令8・金融、令元内府令2・令元内府令14・令2内

府令75・一部改正）

（日本産業規格 A4）

申請日： 年 月 日

電子開示手続適用除外承認申請書

財務（支）局長 殿

電子開示システム（法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下この様式において同じ。）による電子開示手続の適用除外としていただきたいので、申請いたします。

1. EDINETコード(2)
2. 申請者の名称又は氏名(3)
3. 代表者の役職氏名(4)
4. 設立日又は生年月日(5)
5. 本店所在地又は住所(6)
6. 電話番号(7)
7. 連絡場所(8)
8. 連絡先電話番号(9)
9. 適用除外とする書類の名称
10. 適用除外とする理由(10)

（記載上の注意）

- (1) 申請者が外国法人又は非居住者である場合には、この様式に準じて記載すること。この場合、「6. 電話番号」の次に「6-2 代理人の氏名又は名称」、「6-3 代理人の住所又は所在地」

及び「6-4 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「7. 連絡場所」及び「8. 連絡先電話番号」は、代理人の事務担当者（当該適用除外承認申請に係る担当者をいう。）について記載すること。

- (2) EDINETコード
第二号様式記載上の注意(2)に準じて記載すること。
- (3) 申請者の名称又は氏名
第一号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。この場合には、「届出者」を「申請者」に読み替えて記載すること（以下この様式において同じ。）。
- (4) 代表者の役職氏名
第一号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。
- (5) 設立日又は生年月日
第一号様式記載上の注意(6)に準じて記載すること。
- (6) 本店所在地又は住所
第一号様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。
- (7) 電話番号
第一号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。
- (8) 連絡場所
第一号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。
- (9) 連絡先電話番号
第一号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。
- (10) 適用除外とする理由

電子計算機の故障等法第27条の30の5第1項各号の具体的な理由を記載するとともに、提出者側の事由により適用除外の承認申請を行う場合には、電子開示システムを使用することが著しく困難であることを陳明するに足りる資料を添付すること。
